

物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式（自由参加型競争見積）の実施に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、高知市物品会計規則（平成8年規則第31号）第11条の規定に基づき契約課が行う物品の買入れ及び印刷製本に係る製造の請負（以下「物品の買入れ等」という。）の契約手続において、オープンカウンター方式（自由参加型競争見積）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品の買入れ等に係る随意契約において見積徴収の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 オープンカウンター方式の対象となる物品の買入れ等に係る契約は、1件の契約に係る予定価格が10万円以上80万円以下（印刷製本に係る製造の請負については130万円以下）の案件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- （1）緊急を要するとき。
- （2）相手方を特定して契約するとき。（特命随意契約）
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長がオープンカウンター方式による調達が不適當であると判断したとき。

（参加者の資格）

第4条 オープンカウンター方式による競争見積に参加できる者は、高知市物件等競争入札参加資格者名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者で、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者
- （2） 案件公開から見積書提出期限までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- （3） 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者

2 市長は、前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。

3 前項の規定により対象案件ごとに参加資格要件を定める場合の地域要件は、登録名簿における事業所の所在地によるものとし、その定義は次のとおりとする。

- （1） 市内業者 高知市内に本社又は本店を有する有資格者
- （2） 準市内業者 高知市内に委任を受けた支社、支店又は営業所等を有する有資格者

(3) 県内業者 本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を高知県内に有する有資格者で、市内業者又は準市内業者でないもの

(4) 県外業者 本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を高知県外に有する有資格者

(対象案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式により競争見積を行う案件の公開は、毎週月曜日又は水曜日に契約課執務室での掲示及び契約課インターネットホームページへの掲載により行う。ただし、月曜日又は水曜日が「高知市の休日を定める条例」(平成元年4月1日条例第21号)第1条に規定する市の休日にあたる場合は、翌営業日に公開する。公開する案件がない場合は、公開しない。

2 公開する事項は、案件番号、物件名称、数量、仕様書、見積参加資格要件及びその他必要な事項とする。

(質疑書の提出等)

第6条 オープンカウンター方式による競争見積に参加しようとする者は、仕様等に関して質疑がある場合は、質疑書を提出することができる。

2 質疑書は、案件ごとに定めた期間内にファクシミリ又は持参の方法により当該案件の調達依頼課へ提出するものとする。このとき、質疑書には案件番号及び物件名称を明記すること。

3 前項の規定により提出された質疑への回答は、質疑書提出締切日の翌営業日中に契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課インターネットホームページに掲載するものとする。

(同等品の承認)

第7条 仕様書に例示品を提示している場合は、同等品による参加を認める。

2 同等品による見積書提出を希望する者は、同等品承認願出書を案件ごとに定めた期間内にファクシミリ又は持参の方法により当該案件の調達依頼課へ提出するものとする。このとき、同等品承認願出書には案件番号、物件名称、例示品名、同等品承認の品名等を明記すること。

3 前項の規定により提出された同等品承認願出の可否は、同等品承認願出書提出締切日の翌営業日中に連絡するものとする。

(見積書の提出)

第8条 オープンカウンター方式による競争見積に参加する者は、案件ごとに定める期間内にファクシミリ又は持参の方法により契約課へ別記様式による見積書を提出しなければならない。

2 見積書に記載する金額は、契約希望価格(消費税及び地方消費税を含む)を記入することとし、免税事業者で消費税及び地方消費税を徴収しない者は、その旨を見積書に明記すること。

3 ファクシミリにより見積書を提出した場合は、電話等により到達確認を行うこと。

4 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第4条に規定する参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 別記様式を使用していない見積書
- (3) 見積者の記名押印を欠く見積書
- (4) 金額(契約希望価格)を訂正した見積書
- (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- (6) 同一の案件において、同一人がした2以上の見積書
- (7) 明らかに錯誤により提出されたと認められる見積書
- (8) 不正行為による見積書
- (9) その他オープンカウンター方式による競争見積に関する条件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方として決定する。ただし、見積額が著しく低額であり、適正な履行が見込めないと判断する場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、決定から契約を締結するまでの間に、第4条に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合又はオープンカウンター方式による競争見積に関する条件に違反していることが判明した場合は、決定を取り消す場合がある。

3 契約の相手方を決定後、当該決定を取り消したときは、次順位者を契約の相手方として決定する。

4 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が2人以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知し、参加することができない場合には、当該契約事務に関係のない職員が代理抽選を行う。

(結果の公表)

第11条 オープンカウンター方式による競争見積の結果については、契約の相手方の決定後速やかに契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課インターネットホームページに掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

見積書

